

# 中土佐町農業委員会 会議事録

## (令和5年度第9回 総会)

1. 開催日時： 令和5年12月21日(木) 午後4時 ～ 午後4時30分  
その他を含めると午後4時55分終了

2. 開催場所： 中土佐町役場 1階大会議室

3. 出欠委員：

役職・番号	名前	出席	欠席
農業委員 会長	西岡 英男	○	
会長職務代理者 1番	政岡 妙	○	
2番	岩本 隼夫		○
3番	下元 和恵	○	
4番	政岡 富生	○	
5番	政岡 直文	○	
6番	山岡 正治	○	
農地利用最適化推進委員 1番	有澤 明男	○	
2番	岩崎 憲二	○	
3番	黒原 美一	○	
4番	下元 勲	○	
5番	田上 敦之	○	
6番	野村 正幸	○	
7番	正岡 裕二		○
8番	山本 孝志	○	
	合計	13人	2人

4. 議事日程：

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（2件）
- 第2号議案 非農地証明願について（1件）
- 第3号議案 農用地利用集積計画の作成について（2件）
- その他1 地区委員からの報告及び提案等
- その他2 事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山崎 正明  
事務局(書記) 佐竹 和代

6. 議事参与の制限：

該当無し

- 議長 それでは令和5年度の第9回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思えます。
- 議長 出席委員は15名中13名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということですので指名をさせて頂きます。5番、政岡直文委員さん。6番、山岡 正治委員さん。よろしくお願ひします。
- 議長 議案に入りたいと思えます。第1-1号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」についてです。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると思えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の岩本隼夫委員さんが欠席なので、事務局より何かありましたらお願い致します。
- 事務局 はい、申請地の畑は現在譲受人とは別の方が耕作しています。所有者が変わるといふ連絡を受け、次の所有者に渡せるよう作物や草の刈取をしている最中では。譲受人も引き続き耕作をするとのことなので問題はないと思えます。以上です。
- 議長 これより質疑に入りたいと思えます。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。
- 【小休中】
- 議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思えます。
- 議長 採決を致します。第1-1号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第1-1議案は許可されました。
- 議長 続きまして第1-2号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】  
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると思えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の田上 敦之委員さん、何かありましたらお願い致します。

田上 敦之委員

はい、申請地は一部ショウガを植えていましたが、現在は耕作しておりません。今後他の作物を植える予定のようです。他の申請地は草を刈って管理されています。問題はないと思います。

議長

これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。

【小休中】

議長

正場に戻します。質疑は御座いませんか。

【発言無し】

議長

質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長

採決を致します。第1－2号議案、「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長

異議なしということなので、第1－2号議案は許可されました。

議長

続きまして第2号議案「非農地証明願」についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案書の朗読及び説明】

許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

説明が終わりました。現地確認の山本 孝志委員さんと下元 和恵委員さん、何かありましたらお願い致します。

山本 孝志委員

はい、申請地一箇所目は木が生い茂り山林になっています。申請地二箇所目は昔茶畑だったようですが放棄され原野になっています。一部草が刈取られていますが、隣地の方が自分の土地に草が来ないようにしているだけとのことで、所有者は管理をしていないそうです。問題はないと思います。

下元 和恵委員

申請地三箇所目は原野になり境界もわからない状態でした。以上です。

議長

これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。

【発言無し】

議長

質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長

採決を致します。第2号議案、「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。

『異議無し』

議長

異議なしということなので、第2議案は許可されました。

議長

続きまして第3－1号議案と第3－2号議案、「農用地利用集積計画の作成」については関連がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。

事務局

【議案書の朗読及び説明】

許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

- 議長 説明が終わりました。現地確認の下元 和恵委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 下元 和恵委員 はい。第3-1号議案の申請地は継続して同じ借受人が耕作することになっています。第3-2号議案の申請地の借受人も周辺できちんと耕作している方なので問題はないと思います。以上です。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。
- 【小休中】
- 議長 正場に戻します。質疑は御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 採決を致します。第3-1号議案と第3-2号議案、「農用地利用集積計画の作成」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第3-1号議案と第3-2号議案は許可されました。
- 議長 以上をもちまして、令和5年度第9回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。

署名委員

署名欄

その他 1

地区委員からの報告及び提案等

地区の農地の使用状況について情報共有

その他 2

事務局からの諸連絡等

活動記録簿について

来月の総会日程の確認

個人×法人

## 農地法第3条許可申請 調査書

### 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

### 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和5年度第9回 総会	第 1-1 号	令和5年11月30日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

### 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

### 4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は150日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	岩本 隼夫委員
作成：	事務局 佐竹 和代

個人×法人

## 農地法第3条許可申請 調査書

### 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸付人・譲渡人	譲渡人		
借受人・譲受人	譲受人		

### 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和5年度第9回 総会	第 1-2 号	令和5年11月30日
総評	農地法第3条第2項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。	
特記事項		

### 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	
3年3作方針の未達成	該当しない	
移動先が町外農家の場合、他市町村の農地の状況は確認できているか。	該当しない	

### 4. 農地第3条第2項における不許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
①全部効率要件 (2項1号)	該当しない	経営規模に対して保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
②農地所有適格法人以外の法人 (2項2号)	該当しない	個人のため、適用無し
③信託 (2項3号)	該当しない	信託ではないので、適用無し。
④農作業常時従事 (2項4号)	該当しない	今後、耕作する者は300日農作業をする計画があり、今後、従事すると見込まれる。耕作内容より妥当である。
⑤転貸禁止 (2項5号)	該当しない	転貸にはあたらない。
⑥地域調和 (2項6号)	該当しない	下記には該当していないことが認められる。 ・農地の面的利用の分断 ・他の農業者の水利の阻害 ・地域の営農体系の阻害 ・共同防除等の支障 ・極端な借賃による借賃市場の暴騰

担当委員：	田上 敦之委員
作成：	事務局 佐竹 和代

# 非農地証明願い 調査書

## 1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和5年度第9回 総会	第 2 号	令和5年12月12日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

## 4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の <b>ウ</b> に該当する	現地は、昔より山林及び原野として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	山本 孝志委員
作成：	事務局 佐竹 和代

# 農用地利用集積計画 調査書

## 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸し手	貸付人		
借り手	借受人		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

	上程する総会	議案番号	調査日
	令和5年度第9回 総会	第 3-1 号	令和5年12月12日
総評	農業経営基盤強化促進法第18条第3項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当する	譲受人は協定参加者なので問題なし
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

## 4. 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号における許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
基本構想第4の(1)利用権の設定等を受ける者の(受けた後において)備えるべき要件	①効率的に利用 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるか。	該当する 保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
	②農作業に60日以上従事 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に60日以上、従事すると認められるか。 (認められない場合は、解除条件を付けられる)	該当する 180日とされており、適正である。
	③自立意欲と能力 農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められるか。	該当する 農業専従者として自立の意欲と能力が認められる。
	④農業従事年齢 農業経営に主たる農業従事者に青壮年(16～60歳)の者がいるか。	該当する 借り手は、農事組合法人であり、適正である
	⑤地域の役割分担、継続的かつ安定的な農業経営 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 (解除条件付きの場合、特に注意して確認)	該当する 共同利用施設等、地域における役割分担を担う計画があり、権利取得により、地域への農業の影響も考慮され、安定的な農業経営が込まれると考えられる。
基本構想第4の(2)利用権の設定等の内容	①存続期間 3年(農業者年金等は10年)ただし、栽培を予定する作目により、3年と異なる存続期間でも良い。	該当する 5年とされており、適正と認められる。
	②借賃の算定基準 農地法第52条の賃借料情報等を考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定されているか。物納の場合も同様。	該当しない
	③借賃の支払方法	該当しない

担当委員：	下元 和恵委員
作成：	事務局 佐竹 和代

# 農用地利用集積計画 調査書

## 1. 個人情報

	項目	住所	名前
貸し手	貸付人		
借り手	借受人		

## 2. 農業委員会に対する上程の内容

	上程する総会	議案番号	調査日
	令和5年度第9回 総会	第 3-2 号	令和5年12月12日
総評	農業経営基盤強化促進法第18条第3項における要件に該当しており、許可基準を満たしていると判断できる。		
特記事項			

## 3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当する	譲受人は協定参加者なので問題なし
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

## 4. 農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号における許可要件の確認

項目	調査結果	判断理由
基本構想第4の(1)利用権の設定等を受ける者の(受けた後において)備えるべき要件	①効率的に利用 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるか。	該当する 保有機械、従事日数、農作業に従事する家族等の状況より、効率的利用ができるものと考えられる。
	②農作業に60日以上従事 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に60日以上、従事すると認められるか。 (認められない場合は、解除条件を付けられる)	該当する 180日とされており、適正である。
	③自立意欲と能力 農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められるか。	該当する 農業専従者として自立の意欲と能力が認められる。
	④農業従事年齢 農業経営に主たる農業従事者に青壮年(16～60歳)の者がいるか。	該当する 借り手は、65歳であり、適正である
	⑤地域の役割分担、継続的かつ安定的な農業経営 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 (解除条件付きの場合、特に注意して確認)	該当する 共同利用施設等、地域における役割分担を担う計画があり、権利取得により、地域への農業の影響も考慮され、安定的な農業経営が込まれると考えられる。
基本構想第4の(2)利用権の設定等の内容	①存続期間 3年(農業者年金等は10年)ただし、栽培を予定する作目により、3年と異なる存続期間でも良い。	該当する 3年とされており、適正と認められる。
	②借賃の算定基準 農地法第52条の賃借料情報等を考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定されているか。物納の場合も同様。	該当しない
	③借賃の支払方法	該当しない

担当委員：	下元 和恵委員
作成：	事務局 佐竹 和代